

新潟市豊栄地区公民館使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、新潟市豊栄地区公民館使用料の収納を令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

| 収 納 事 務 を 行 う 場 所                         | 収 納 事 務 受 託 者                        |
|---|--------------------------------------|
| 新潟市北区東栄町 1 丁目 1 番 1 4 号<br><br>新潟市豊栄地区公民館 | 公益社団法人新潟市シルバー人材センター<br><br>理事長 若 林 孝 |